(下線部分け改正部分)

改正後	改正前
日本農林規格 JAS 1219: 2019	生産情報公表豚肉の日本農林規格
<u>生産情報公表豚肉</u> Pork with production details	
1 適用範囲 この規格は <u>,生産情報公表豚肉</u> の生産の方法について <u>規定する</u> 。	(目的) 第1条 この規格は、生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。
2 用語及び定義	_(定義)_

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

2.1

生産情報

豚肉の生産に係る次の情報。

- a) 出生の年月日
- b) 管理者 (2.2) の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日「認証生産行程 管理者又は認証外国生産行程管理者の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者 又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者(2.2)の氏名又は 名称及び住所並びに管理の開始の年月日]
- g) 豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日
- d) とさつの年月日
- e) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地
- f) 管理者 (2.2) が給餌した飼料の名称
- g) 管理者 (2.2) が使用した動物用医薬品 (2.3) の薬効別分類及び名称

注記 薬効別分類については、箇条3に示す。

2.2

管理者

豚の所有者その他豚を管理する者。

2.3

動物用医薬品

医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第 83条第1項の規定により読み替えて適用される第49条第1項の規定により農林水産大臣が指定する医薬 品並びに同法第83条の4第1項又は第83条の5第1項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた 医薬品。

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとお りとする。

<u>用</u>	語	定	義
生産情報		豚肉の生産に係る次に掲げる情報	<u>をいう。</u>
		<u>(1)</u> 出生の年月日	
		(2) 管理者 (豚の所有者その他)	冢を管理する者をいう。以下同じ。)
		の氏名又は名称、住所及び連	絡先並びにその管理の開始の年月日
		(認証生産行程管理者又は認認	正外国生産行程管理者をいう。以下同
		じ。)の情報を公表する場合し	こあっては、当該認証生産行程管理者
		又は認証外国生産行程管理者の	の氏名又は名称、住所及び連絡先並び
		に管理者の氏名又は名称及び住	三所並びに管理の開始の年月日)
		(3) 豚の飼養のための施設の所で	生地及び当該飼養施設における飼養の
		開始の年月日	
		<u>(4)</u> とさつの年月日	
		(5) と畜者の氏名又は名称及び返	車絡先並びに当該豚がとさつされたと
		畜場の名称及び所在地	
		(6) 管理者が給餌した飼料の名称	<u>r</u>
		(7) 管理者が使用した動物用医薬	薬品(医薬品、医療機器等の品質、有
		効性及び安全性の確保等に関す	つる法律(昭和35年法律第145号)第83
		条第1項の規定により読み替え	えて適用される第49条第1項の規定に
		より農林水産大臣が指定する日	医薬品並びに同法第83条の4第1項又
		は第83条の5第1項の規定に。	より使用者が遵守すべき基準が定めら
		れた医薬品に限る。以下同じ。)の薬効別分類及び名称

2.4

生産情報公表豚肉

箇条4及び箇条5の要求事項に適合する豚肉。

2.5

個体識別番号

豚の個体を識別するために必要な番号又は記号で認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者が豚ごとに定めるもの。

2.6

豚群

同一の生産情報 (2.1) (出生の年月日及び飼養の開始の年月日を除く。) を有する群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの。

<u>2.7</u>

豚群識別番号

豚群 (2.6) を識別するために必要な番号又は記号で認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者が**豚群 (2.6)** ごとに定めるもの。

2.8

荷口番号

4 b)の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合における当該荷口を識別するために必要な番号又は記号。

3 薬効別分類

薬効別分類は,次による。

- <u>a)</u> 麻酔剤
- b) 催眠鎮静剤
- c) 解熱鎮痛消炎剤
- d) 鎮けい (痙) 剤
- e) 自律神経剤
- **f)** 強心剤
- g) 鎮がい(咳)きょたん(痰)剤
- h) 利尿剤
- i) f)~h)の薬剤以外の循環器官系用剤, 呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤
- j) 整胃腸剤 [止しゃ(瀉), 吸着, 消泡剤を含む。]
- k) ホルモン剤
- I) 子宮収縮剤
- <u>m)</u> サルファ剤
- n) 合成抗菌剂
- o) 抗原虫剤
- p) 抗生物質製剤
- q) 内寄生虫駆除剂
- r) m)~q)の薬剤以外の寄生性皮ふ疾患用剤

生産情報公表豚肉	次条及び第4条の規格に適合する豚肉をいう。	
個体識別番号	豚の個体を識別するために必要な番号又は記号で認証生産行程管理者又	
	は認証外国生産行程管理者が豚ごとに定めるものをいう。	
<u> 豚群識別番号</u>	同一の生産情報(出生の年月日及び飼養の開始の年月日を除く。)を有	
	する群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの(以下	
	「豚群」という。)を識別するために必要な番号又は記号で認証生産行	
	程管理者又は認証外国生産行程管理者が豚群ごとに定めるものをいう。	

- 2 前項の表生産情報の項(7)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 麻酔剤
- (2) 催眠鎮静剤
- (3) 解熱鎮痛消炎剤
- (4) 鎮痙剤
- (5) 自律神経剤
- (6) 強心剤
- (7) 鎮咳きょ痰剤
- (8) 利尿剤
- (9) (6)から(8)までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤
- (10) 整胃腸剤(止瀉、吸着、消泡剤を含む。)
- (11) ホルモン剤
- (12) 子宮収縮剤
- (13) サルファ剤
- (14) 合成抗菌剤
- (15) 抗原虫剤
- (16) 抗生物質製剤
- (17) 内寄生虫駆除剤
- (18) (13)から(17)までに掲げる薬剤以外の寄生性皮ふ疾患用剤

- s) ワクチン
- t) 抗血清
- u) s)及びt)の薬剤以外の生物学的製剤
- a)~u)の薬剤以外のその他の薬剤

4 生産の方法

生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準は、次による。

- a) 生産情報を一頭ごと又は一豚群ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実に即し て公表していること。
- b) いずれの豚(豚群を含む。)から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は,同 一の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の荷口ごとに事実に即して公表することが できる。

5 表示

5.1 表示事項

表示事項については、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に従うほか、次の事項を表 示しなければならない。ただし,c)にあっては、生産情報が、小売販売業者以外の販売業者にあって は容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては容器若しくは 包装の見やすい箇所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実に即して表示されている場合 には、省略することができる。

- a) 個体識別番号又は豚群識別番号
- b) 4 b)により荷口ごとに生産情報を公表している場合にあっては、a)に代えて荷口番号
- c) 生産情報の公表の方法

5.2 表示の方法

表示の方法については、食品表示基準の規定に従うほか、次による。

- a) 名称 名称の表示は、その内容を表す一般的な名称に近接して"生産情報公表豚肉"と記載しな ければならない。
- b) 個体識別番号、豚群識別番号又は荷口番号 個体識別番号、豚群識別番号又は荷口番号の表示 は、小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品 書等に、小売販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は豚肉に近接した掲示その 他見やすい場所に記載しなければならない。
- c) 生産情報の公表の方法 生産情報の公表の方法の表示は、ファックス番号、ホームページアドレ ス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若 しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては容器若しくは包装 の見やすい箇所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載しなければならない。

5.3 表示禁止事項

表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従うほか、5.1に規定する事項及び箇条4の規定に より公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示してはならない。

- (19) ワクチン
- (20) 抗血清
- (21) (19) 及び(20) に掲げる薬剤以外の生物学的製剤
- (22) (1)から(21)までに掲げる薬剤以外のその他の薬剤

(生産情報公表豚肉の規格)

第3条 生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準は、生産情報を一頭ごと又は一豚群ごとに正 確に記録するとともに、その記録を保管し、事実に即して公表していることとする。ただし、いず れの豚(豚群を含む。)から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認 証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の荷口ごとに事実に即して公表することができる。

第4条 生産情報公表豚肉の表示の基準は、次のとおりとする。				
事 項	基			
表示事項	食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に従うほか、次に掲げ			
	る事項を表示してあること。ただし、(3)に掲げる事項にあっては、生			
	産情報が、小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の			
	見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては容器若			
	しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所			
	に事実に即して表示されている場合には、省略することができる。			
	(1) 個体識別番号又は豚群識別番号			
	(2) 前条ただし書の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場			
	合にあっては、個体識別番号又は豚群識別番号に代えて荷口番号			
	(当該荷口を識別するために必要な番号又は記号をいう。以下同			
	<u>じ。)</u>			
	(3) 生産情報の公表の方法			
表示の方法	食品表示基準の規定に従うほか、名称、個体識別番号、荷口番号又は豚			
	群識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法によ			
	<u>り行われていること。</u>			
	(1) <u>名称</u>			
	その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表豚肉」と			
	記載すること。			
	(2) 個体識別番号、荷口番号又は豚群識別番号			
	小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見や			
	すい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては容器者			
	しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい			
	場所に記載してあること。			
	(3) 生産情報の公表の方法			
	ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために、カニックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために、カニックスでは、アンドウスのいる。			
	めに必要な連絡先を、小売販売業者以外の販売業者にあっては容器			

	表示禁止事項	若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 食品表示基準の規定に従うほか、表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。
--	--------	---